

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和8年9月2日（水）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教職員の懲戒処分について
- ・「令和8年度高校生フェスティバル」を開催します
- ・「みえの未来の先生」相談会を開催します

質疑事項

- ・教職員の懲戒処分について
- ・「令和8年度高校生フェスティバル」を開催します
- ・「みえの未来の先生」相談会を開催します
- ・伊勢市の商店街の火災について

発表項目

○教職員の懲戒処分について

本日の教育委員会定例会において、公立学校教職員の懲戒処分に係る審議を行い、わいせつ行為を行った県立杉の子特別支援学校、学校労務員1名を停職3月とし、本日9月2日付で懲戒処分を行いました。

教職員が不祥事を起こしたことにより、子どもたちや保護者の皆様、県民の皆様の学校教育に対する信頼を損なう状況となりましたことにつきまして、教育委員会を代表しまして深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

事案の概要について、配付した資料によりご説明いたします。県立杉の子特別支援学校、学校労務員、男性、77歳です。処分内容は停職3月です。

上記のものは、令和8年5月9日、市内のお店で、50代の知人女性と2人で飲食した後、午後9時15分ごろ、津市羽所町にある商業ビルの1階において、同女性の意思を十分に確認しないまま、両肩を掴んで、抱きつき唇にキスをしました。この行為により、令和8年5月18日、同人は津警察署より不同意わいせつの容疑で逮捕され、6月5日、津地方検察庁より起訴されました。

教育委員会として、コンプライアンスの推進に取り組んでいる中、公立学校に勤務する職員のこのような行為は、学校教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであり、重く受けとめています。わいせつ行為は、教職員としてはもとより、社会人としてあるまじきものであることは、これまでも周知しているところですが、改めて勤務時間外においても、自らの崇高な使命と重大な責務を認識した上で、自らを厳しく律した行動ということを徹底いた

します。

また、コンプライアンスミーティングや職員会議の場を活用し定期的に自らの行動を振り返る機会を持つことで、服務規律の確保の徹底を図ってまいります。

○「令和8年度高校生フェスティバル」を開催します

三重県教育委員会では、県内の高等学校、特別支援学校高等部等の生徒が、日頃の学習や文化芸術活動の成果を発表する場となる「令和8年度高校生フェスティバル」を開催します。本事業は平成15年度から、複数のイベントを合同で実施する「高校生フェスティバル」として開催しており、今年度で24回目となります。

まず1つ目でございます。10月17日、18日にイオンモール津南で実施します「第36回三重県高等学校産業教育フェア」についてです。こちらは専門学科、総合学科、特別支援学校高等部の生徒が、授業で製作した作品の展示、実演、販売、体験コーナーの運営等の取組を通して、日頃の学習成果を披露するというものです。

企画の一部を資料にお示ししてございます。また、高校生が育てた食材を使ったメニューや、高校生が考案したスイーツの販売、高校生が作成した本を紹介するためのPOPや帯の展示、イオンモール津南の飲食店や書店とコラボレーションした企画も実施いたします。

2つ目でございます。10月18日にイオンモール津南で実施する「令和8年度高校紹介ひろば」でございます。こちらでは県内高等学校の学校案内を展示・配布するとともに、県立高等学校の入試制度に関する質問コーナーを設けます。小中学生やその保護者の方々に、早い段階から、将来の進路について関心を持っていただけるよう、進路に関する情報収集の機会を提供させていただきます。

3つ目でございます。10月24日に、三重県総合文化センターで実施いたします「第69回三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会」及び「第34回三重県高等学校定時制通信制生徒文化作品展」についてです。こちらは、定時制・通信制の生徒が自身の高校生活の体験について発表するほか、授業等で制作した作品の展示を行います。

生活体験発表大会で三重県知事賞を受賞した生徒1名は、三重県代表として、11月15日に東京の六本木ヒルズで開催される、全国大会に出場いたします。文化作品展には今年度より、みえ四葉ヶ咲中学校も参加の予定です。

4つ目でございますが、10月30日から11月1日にかけて、三重県総合文化センターで実施します「第47回みえ高文祭」についてです。こちらは、高等学校、特別支援学校高等部の生徒が部活動における日頃の文化芸術活動の成果を、舞台や展示等で発表します。県内高校の文化部活動の祭典といった位置付けで、今回ご紹介するイベントの中で最も多くの生徒参加が見込まれるイベントになります。

5つ目は、10月31日に三重県総合文化センターで実施します「人権まなびの発表会」についてです。高等学校や特別支援学校高等部の生徒が人権学習活動についての成果発表や意見交換を行います。子どもたちが差別やいじめ等の問題の解決に向けて、仲間とともに主

体的に考え、自他の人権を守るための実践行動ができる力や、その意欲の向上に期待します。

高校生フェスティバルは、日頃の学習や文化芸術活動の成果等の発表や交流を通じて、高校生が新たな気づきや学びを得る、成長の場となるよう期待しております。また、県内の高校で日々行われている様々な教育活動について、県民の皆様にご覧いただき、各校の魅力について知っていただきたく、貴重なPRの機会というふうに考えております。

各イベントにそれぞれの見どころがあり、より多くの方々に来場いただき、高校生の日々の取り組みや、各校の魅力について知っていただきたいと思います。

報道の皆様におかれましては、各イベントをぜひ取材いただきまして、高校生の日々の学習の成果や、各県立学校の魅力について、県民の皆様にご覧いただければ幸いです。

○「みえの未来の先生」相談会を開催します

三重県教育委員会では、教員の人材確保に向けた、取り組みの一環として令和8年度「みえの未来の先生」相談会を開催します。本事業は令和5年度から始まり、今年で4回目の開催となります。

事業の目的でございますが、本県におきましては、教員の人材確保は最重要課題であり、特に講師の不足が教員不足の大きな要因となっています。現在、三重県の学校現場は働き方改革で、時間外勤務も減り、勤務環境が大きく改善をしております。本相談会を開催することで、教員として働いたことがない方、再び学校で働きたい方、これから教員を目指される方に対して、学校で働くことに対する疑問や不安を解消し、教職の魅力をしっかりと伝え、潜在的な人材の掘り起こしを進めていきたいと考えています。

事業概要といたしましては、教職経験の有無を問わず、三重県内の公立学校で勤務を希望する方を対象とします。具体的には、教員免許保有者で、教員として働いた経験がない方、教員として勤務した経験があり再び学校で働きたいという思いを持っている方、これから教員免許を取得し、三重県の公立学校で教員を目指す方などを想定しています。

今年度は6会場で開催をいたします。日時と場所は、資料及びスライドをご覧ください。松阪会場と大阪会場、鈴鹿会場、紀宝会場は今年度新たに開催をいたします。

相談会の主な内容はスライドの通りでございますが、担当から説明後に、希望の校種や相談内容に応じてそれぞれの担当者とは相談していただきます。

昨年度の実績といたしまして、相談会に参加をいただいた方から、12名の方が講師登録をしていただきました。うち7名の方が学校現場で実際に働いていただいております。

お配りいたしましたチラシに記載の二次元コードや、三重県教育委員会教職員課のホームページに記載の申し込みフォームから、各開催日の2日前までに事前申し込みをお願いしておりますが、当日の飛び込み参加も可能としております。

本相談会を通じて、学校で働きたいという思いを持つ方が一人でも多く、学校現場でご活躍いただくことが、本県教育の充実に繋がると考えています。報道の皆様におかれましては、県民の皆様への広報をぜひご協力いただきたいと思います。

発表項目に関する質疑

○教職員の懲戒処分について

(質) 懲戒処分の件についてお尋ねしたいのですが、逮捕のときは76歳と報道に出たと思うのですが、77歳になられたということですね。

(答) そうです。

(質) 県からの聞き取りに対しての内容としては、資料のコメントの内容でよろしいですか。

(答) そうです。

(質) 本人は認めてるということでよろしいですか。

(答) そうです。

(質) 知人女性というのは、学校の生徒や保護者ではないのでしょうか。

(答 教職員課) 生徒や保護者ではありません。

(質) 学校関係者ではないということですか。

(答 教職員課) そこについてはプライバシーの観点から申し上げられません。ただし、少なくとも生徒と保護者ではないということです。

(質) 報道から約3ヶ月後の処分決定というのは、どのような理由からですか。

(答) こちらで事実関係を確認するのに時間がかかったというところでございます。

(質) 起訴されているので、その起訴状ベースでも、確認に3ヶ月かかるのですか。

(答) 起訴状の中身について、本人が認める認めないということがありますので、県教委としては本人に対し、事実関係について確認をしていくということが基本になります。

(質) 本人は認めたわけですね。

(答 教職員課) 最終的には認めました。

(質) 停職3月とありますが、これによって本人が辞職したということはあるですか。

(答 教職員課) 本人が本日付で辞職願を提出しています。

(質) 今日付の辞職になるのでしょうか。

(答 教職員課) まず辞職願として今日提出され、受け付けたという状況です。これから我々が決裁などをする必要があります。

(質) 起訴されていますが、判決はまだですか。

(答 教職員課) 9月3日、明日の公判で判決が言い渡される予定です。

(質) 学校の労務員とありますが、この方はどのような仕事をされていたのですか。

(答 教職員課) 学校の環境整備をする方で、草刈りであるとか、壊れたりしたところの補修等を行っていました。

(質) 昔の用務員さんのイメージですね。今は用務員ではなく労務員というのですか。

(答 教職員課) 職名は学校労務員です。

(質) 懲戒処分の対象になるのは、その行為自体なのか、逮捕されたこと、起訴されたこと、何が対象になるのですか。

- (答 教職員課) 行為についてです。わいせつ行為というものに対して、懲戒処分の量定を決めております。
- (質) 行為があったことを県教委も、ご本人も認めているので、教育委員会として認定したということですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) この方、過去にも同様の事案を起こしたということはありませんか。
- (答 教職員課) ないと聞いています。
- (質) お店というのは飲食店でよろしいですか。
- (答 教職員課) はい、飲食店です。
- (質) この商業ビルというのは、飲食店の近くでしょうか。それともこの飲食店が入っているビルということですか。
- (答 教職員課) 近くということです。
- (質) 学校労務員ということですが、雇用形態について教えてください。
- (答 教職員課) 非常勤職員で、会計年度任用職員です。この方は、別の職に就かれていて、その後会計年度職員で採用されました。
- (質) 商業ビル1階のどのような場所で行為があったのですか。
- (答 教職員課) 人からは見えない暗い場所と聞いています。
- (質) 公共空間ですか。
- (答 教職員課) 公共空間です。飲食が終わった後、商業ビルの方に移動して、時間も遅くなっており暗くなっておりますので、そのような場所ということです。
- (質) なぜ商業ビルに移動したのでしょうか。
- (答 教職員課) 飲食後に買い物をしようと思って移動したと聞いております。
- (質) 保釈済みということでしょうか。
- (答 教職員課) 保釈されています。
- (質) 聞き取りに対して、なぜこのような行為をしたのかということは、どのように話していますか。
- (答 教職員課) 「衝動的に行為に及んでしまった」と話しております。
- (質) それ以外に何か発言はありませんか。
- (答 教職員課) まず「事実以外の行為はしていない」ということです。あとは「申し訳ないという気持ちがある」と、聞き取りの中で本人が申しております。
- (質) 会計年度任用職員の採用はいつでしょうか。
- (答 教職員課) 採用は年度更新ですので、今年度4月1日です。
- (質) どれぐらい長く働いているかということと言えますか。
- (答 教職員課) 令和2年5月から、会計年度任用職員として同じ学校で勤務しております。
- (質) 被害女性は何かおっしゃられていますか。
- (答 教職員課) 「知人男性がこんなことをすると思っていた」ということです。

(質) 確認ですが、起訴の罪名も「不同意わいせつ」でよろしいですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 飲食店ではアルコールを飲んでいたかどうかということは確認されていますか。

(答 教職員課) 飲んでいたと聞いています。

(質) どのくらいですか。

(答 教職員課) 当該職員は、ビールを中ジョッキ 4 杯、サワーと酎ハイをそれぞれグラス 1 杯と発言しております。

(質) すでに逮捕されたり起訴されたりして、名前がわかっている事案は、これまでは名前も含めて発表していたと把握しておりますが、公表基準はいかがですか。

(答 教職員課) 公表基準は、懲戒免職処分の場合で、名前が出ているような場合は、児童生徒に影響が及ばないものについては提示しています。

(質) 今回は、報道では名前が出ているが、懲戒免職ではないというところで匿名にしているということですね。

(答 教職員課) その通りです。

○「令和 8 年度高校生フェスティバル」を開催します

(質) 発表項目の 2 つ目について、「産業教育フェア」は、学校としては県内の高校何校ぐらいが参加されるのですか。

(答 高校教育課) 商業、工業、農業、水産の学科がある学校全ての 28 校が参加します。

○「みえの未来の先生」相談会を開催します

(質) 相談会について、大阪会場が新規になっていたと思いますが、県外で開催すること自体は初めてですか。

(答 教職員課) 去年は東京で実施しています。移住フェアと連携するということと、近隣県から採用が期待できるということで、今回は大阪で開催します。

(質) 先ほど説明の中で、昨年度 12 人講師登録して、7 人は実際に働いているとありましたが、登録とはどのようなことですか。

(答 教職員課) まず、昨年度 112 名の参加がありました。講師という制度がございまして、教員採用試験ではなく、例えば教員の方が育児休業を取得したときに、あらかじめ講師登録をさせていただいている方を講師として代替するという制度です。その登録をさせていただいたのが 12 名です。実際にマッチングができて、12 名の内 7 名が学校現場で働いているということです。

(質) この相談会で採用したいのは、講師なのですか。

(答 教職員課) まずは免許をお持ちになられていて、採用試験ではなく、講師として勤務したい方を募集していますが、それだけではなく、免許相談であるとか、採用試験の相談ですとか、幅広く相談を受け付けることを予定しています。

(質) 相談会の会場ですが、伊勢会場は火災現場の近くだが、影響ないのですか。

(答 教職員課) 11月ということもあり、今のところ特に連絡はありません。

その他の項目に関する質疑

○伊勢市の商店街の火災について

(質) 伊勢市の商店街の火災ですが、例えば通学路とかで何か学校に影響があるとかはないでしょうか。

(答 教育総務課) 伊勢市の教育委員会に確認し、影響はないと聞いております。

以上、16時35分終了